

UNESCO OER Recommendation 2019 & Dynamic Coalition

Zeynep Varoglu

こんにちは。Zeynep Varoglu です。ユネスコ情報・コミュニケーション局でテクノロジー・教育のプログラムスペシャリストを務めています。本日は、2019年に採択されたユネスコのオープン教育資源（OER）に関する勧告と、それに関連するユネスコ OER ダイナミック・コアリションについてお話しします。

OER 勧告について取り上げる前に、ユネスコの概要についてご説明したいと思います。ユネスコは国連機関の1つとして、教育、コミュニケーション・情報、文化、人間・自然科学の分野における国際協力を担当しています。設立は1945年11月、加盟国は全大陸で193カ国にのぼり、本部をフランスのパリ、地域事務所を50カ国以上に構え、世界の全地域を網羅しています。

OERに関する私たちの活動は、国連の2つの重要な文書である世界人権宣言とユネスコ憲章に関連しています。どちらも70年以上前、テクノロジーと教育という概念が議論される以前に採択されたものですが、今なお大きな意義を有しています。世界人権宣言で言えば、私たちの活動に関連するのは、国境を越えると否とにかかわらず、あらゆる手段により情報および思想を受け、伝える権利を提唱した第19条と、教育に対する権利に関する第26条です。また、思想と知識の自由な交換と、テクノロジーを利用した知識共有に対するユネスコ憲章の誓約は、この分野における私たちの権限のバックボーンとなっています。

画面に示したのは、2019年のユネスコ OER 勧告です。これは、ユネスコの法的基準設定文書の1つです。ユネスコには3種類の基準設定文書が存在します。すなわち条約、勧告、宣言です。ユネスコの勧告とは基本的にどのようなものかということ、ユネスコ加盟国が政府間レベルで採択した文書です。勧告の主題に関連した一定数の分野において行動を取ることと、それらの行動に関する報告をユネスコに対して4年ごとに行うことを政府に勧める旨が記載されます。

画面右側は、1989～2019年の30年間に加盟国が関連分野で採択した勧告のリストです。見てのとおり10件程度しかありません。これは勧告が、法的拘束力がないとはいえ重要な法的文書であることを物語っています。ユネスコの OER 勧告は、テクノロジーと教育の分野におけるユネスコの最初かつ唯一の文書です。

この勧告の定義と適用範囲は、この文書の重要な要素です。この文書において OER は、パブリックドメインとなった、またはオープンライセンスの下で公開されている著作権のあるあらゆる形式または媒体の学習、教育および研究の資料であって、他の者による無料のアクセス、再使用、別の目的のための再利用、改訂および再配布を認めるものと定義されています。また、第2段落にはオープンライセンスの明確な定義も記載されており、オープンライセンスとは著作権者の知的所有権を尊重しながらも、アクセス、再使用、別の目的のための再利用、改訂および再配布する権利を付与することを認めるライセンスであることが明

示されています。

この勧告の利害関係者は、従来の教育界、すなわち教育機関、教員、政府、教育・訓練活動に対する責任を負う機関だけではありません。図書館、公文書館、博物館などの文化施設や、情報技術の専門家、学生団体、出版業者、公的・民間部門の媒体、放送団体、そしてもちろん著作権者および著作者も含まれます。

OER 勧告は5つの行動の分野を対象としています。第一の分野は能力開発です。これは以下のことを指します。OER の付加価値に対する理解を促すこと。OER の作成、再使用、再配布および OER へのアクセスを行う能力の開発を支援すること。そして、オープンライセンスが供与されるツールやプラットフォームの開発・維持を支援することで、OER が見つけやすい状態を確保することです。

第二の分野は政策です。この分野で取り組む問題には次のようなものがあります。オープンライセンス供与の必要性を反映した調達モデル。質の高い OER の作成、再使用、別の目的のための再利用、改訂、再配布およびそのような OER へのアクセスを促進することを目的とした、国または制度レベルのガイドライン、基準その他の指針となる文書。OER を使用・作成する専門能力の開発を教員に奨励する措置。そして、オープンアクセス、オープンデータ、オープンソースソフトウェアといったオープンライセンス供与に関する政策との調整です。

第三の分野は、多言語で質の高い包摂的な OER です。これは、以下を徹底することを指します。すなわち、OER が英語以外の言語でも入手できること。障害者その他の影響を受けやすい集団が OER に対し、必要に応じてオフラインでもアクセスできること。そして、OER の質に関連した問題だけでなく、アクセシビリティを支える OER のためのインフラへの公的投資に関連した問題も、この分野において扱われます。

第四の分野は持続可能性に関連しています。この分野が対象とする行動は、利用者と教員は学習材の費用を負担すべきではないとの原則に基づいて、従来型および非従来型の持続可能性モデルを開発・維持することです。また、OER の作成・使用を利害関係者に奨励する措置のような分野も対象とします。

第五の分野は国際協力です。これは、組織内もしくは組織間、地域内もしくは地域間、またはセクター間の協力を指します。これら5つの行動の分野における OER 勧告の実施を支援するために、ユネスコではユネスコ OER ダイナミック・コーリジョンを設立しました。

OER ダイナミック・コーリジョンは2020年3月に設立されました。その目的は、さまざまな利害関係者間や地域間、各種組織間でのベストプラクティス共有のための協働・協力を支援することです。スライドに示したのは、OER ダイナミック・コーリジョンでここ1年間に実施した活動の一部の概要です。直近の活動は、先の木曜日に行われました。質の高い OER をテーマにした OER ダイナミック・コーリジョンのウェビナーです。このウェビナーでは、新たなテクノロジーを利用して質の高い OER を発見・特定するためのさまざまな仕組みについて検討しました。

ほかにダイナミック・コーリションのウェビナーで取り上げたトピックとしては、政策と能力開発が挙げられます。私たちはまた、この分野の能力開発に対応するオンラインとオフラインで利用可能な講座のマッピングも実施しました。そして、フランス語圏およびニュージーランドのパートナーと共同で、元々はニュージーランドの OER に関するユネスコチェアホルダーによって開発された講座をフランス語へ翻訳・文脈化することで、西アフリカのフランス語圏の教育機関で使用できるようにしました。また、障害のある学習者の包摂のためのユネスコのガイドラインを改訂し、OER をより一層重視する姿勢を盛り込むとともに、政策と能力開発に関する大規模なプロジェクトをサヘル地域で実施しました。

OER ダイナミック・コーリションの活動は今後も続きます。2022 年下半期には OER 勧告に関するモニタリング活動も新たな焦点として加わる予定です。このモニタリング活動は、ユネスコがユネスコのすべての規範的文書を対象に実施するプロセスの一部です。これに関連して、ユネスコは加盟国に対し、OER 勧告を実施するに当たって取った行動について報告することを求める質問票を送付します。この質問票に先駆けて、地域および小地域レベルで一連のワークショップを開催する予定です。これらのワークショップでは、OER 勧告のさまざまな側面について検討すると同時に、能力開発と政策に関する現在作成中のガイドラインの草案について議論します。こうした議論の目的は、これらの文書が利害関係者の意見を踏まえて作成されることを確かなものとするとともに、OER 勧告に対する政府その他の利害関係者の意識を高めることです。

最後に、ユネスコが 2020 年 3 月に発表した共同行動要請書をご紹介します。この文書は、新型コロナウイルス感染症パンデミックの発生を受けて作成されました。OER をベストプラクティスとして体系的に統合することで、コロナ後の未来の学習における知識共有を向上させるべきだと呼びかけるものです。つまり、OER がより良い再建に不可欠な要素となるよう確保することの必要性を強調しています。

私たちは皆様の OER ダイナミック・コーリションへのご参加を歓迎しています。こちらのリンクからメーリングリストにご登録ください。ユネスコとそのパートナーの OER 関連活動に関する情報を提供する毎月のニュースレターなどを通じて、私たちの活動に関する情報をお受け取りいただけます。

ご清聴ありがとうございました。